

岩手

November

11

2009



『晩秋の正法寺』

写真：釜石英雄

**必ずチェック最低賃金
使用者も、労働者も。**

〔目次〕

'09岩手県産業安全衛生大会・快適職場推進岩手大会開催される	2～3
11月は労働時間適正化キャンペーン期間です	4
均等・両立推進企業表彰	
岩手労働局長優良賞を株式会社東北銀行が受賞	5
必ずチェック最低賃金 使用者も、労働者も。	6
クウェスチョン	7
「派遣労働者に係る安全衛生管理セミナー」のご案内	8
「リスクアセスメント実務研修会」のご案内	9
「メンタルヘルス対策及び自殺予防セミナー」開催のご案内	10
「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」は 雇用問題相談所へご相談下さい!	11
講習会のお知らせ、新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場	12～13

‘09岩手県産業安全衛生大会

主催者代表の挨拶をする
椎井一意会長
(岩手労働基準協会会長)



岩手労働基準協会が事務局を担当している岩手労働災害防止団体連絡協議会（構成12団体）主催の岩手県産業安全衛生大会・快適職場推進岩手大会が、岩手教育会館において10月6日開催され、県内事業所から約650名の参加をいただき、盛大に挙行されました。

主催者を代表して同協議会の椎井一意会長（岩手労働基準協会会長）が、「県内の労働災害は、着実に減少傾向にあるものの近年においては一進一退の状況にある。事業者の責務であることから、労働者の安全と健康確保を自らの問題として認識し、率先して取り組むことが必要だ。労働安全衛生マネジメントシステムの導入によりリスクへの的確な措置を行っていくことが求められている。ゼロ災の基本理念のもと、全員一丸となった取り組みを進め、各企業において確固たる「安全文化」が定着することを願っている」と挨拶しました。

続いて、安全衛生の確保に積極的に取り組んでいる29事業場、4個人の方々と快適な職場の形成に鋭意取り組んでいる1事業場が表彰されました。

また、来賓としてご臨席をいただいた山岸真司岩手労働局長は「企業・社会の礎である労働者の安全と健康の確保は、全てに勝るものでありますので、本日の大会を契機として、経営トップ、事業場のトップが自らの責務として改めて認識していただき、自主的な災害防止活動の推進に努めていただきたい。」と労働災害防止と健康の確保について呼びかけられました。

その後、「自由な発想が生み出す我が社の快適職場」と題して成和建設(株)千葉清紀総務部長が講演、「夢と人生」と題して女子ソフトボール元日本代表監督の宇津木妙子さんが特別講演を行いました。

最後に、参加者全員で大会宣言を確認し、労働災害防止への決意を新たにして盛会裏に閉会しました。



特別講演で会場を魅了した女子ソフトボール元日本代表監督宇津木妙子さん



事例発表をされる成和建設(株)千葉清紀総務部長

平成21年度 表彰名簿

* 事業所賞 *

財団法人岩手労働基準協会

(株)ニュートン〔八幡平市〕、岩手興産(株)〔宮古市〕、設楽電気(株)〔釜石市〕、(株)東洋工機〔奥州市〕、(株)アジテック〔北上市〕、(株)J P ハイテック東和事業所〔花巻市〕、花巻酒販(株)〔北上市〕、(株)エイアンドティー江刺工場〔奥州市〕、マルモ通信商事(株)〔奥州市〕、(株)菜花堂〔一関市〕、(有)大船渡ドック〔大船渡市〕、久慈琥珀(株)〔久慈市〕

建設業労働災害防止協会岩手県支部

(株)十文字組〔紫波町〕、タカヨ建設(株)〔矢巾町〕、岩手瀝青工業(株)〔花巻市〕、(株)菊与建設〔北上市〕、丸正興業(株)〔奥州市〕、(有)佐々木組〔奥州市〕、(有)寿工業〔遠野市〕、(有)藤倉建設〔釜石市〕、(有)木村建設〔洋野町〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

(株)バイタルエクスプレス岩手営業事業部盛岡営業所〔矢巾町〕、(有)栄和興業〔一関市〕、(株)釜石開発土木〔釜石市〕、(有)大槌運送〔大槌町〕

快適職場推進岩手大会開催される



社団法人日本砕石協会岩手県支部
 (株)柴田組親久保砕石場〔一戸町〕
 (株)舞石興産老松採石場〔一関市〕
 社団法人建設荷役車両安全技術協会岩手県支部
 日東自動車工業(株)〔釜石市〕
 岩手県陸砂利工業組合
 石鳥谷産業合資会社〔花巻市〕

* 功 績 賞 *

建設業労働災害防止協会岩手県支部
 千葉 栄 (樋下建設(株))〔盛岡市〕
 高橋久一 (中央建設(株))〔北上市〕
 林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部
 宮原正利 (花巻市森林組合)〔花巻市〕
 社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所
 田沼雅夫 (三機商事(株))〔盛岡市〕

* 快適職場推進賞 *

成和建設(株)〔花巻市〕
 (順不同・敬称略)



表彰を受ける
事業所代表の皆様

大会宣言

岩手県内の労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により長期的には減少傾向にある。しかし、昨年、労働災害で亡くなった方は過去最少になったものの、十七人を数える。また、年間約千三百五十人が被災し、四日以上以上の休業を余儀なくされている。さらに、健康診断で何らかの所見を有する者が六割近くを占めるなど、予断を許さない状況が続いている。

また、全国的に見ると、昨今基礎工事機械の転倒、急な増水による水死など一般国民の信頼を損なうような重大災害が発生しており、社会的に大きな関心を集める事故が後を絶つていない。我々は、労働災害の一面の減少を図るため、トップの強いリーダーシップのもと、全員一丸となって、危険性または有害性等の調査等の実施により、職場から機械設備、作業等による危険を無くしていかなければならない。また、定期健康診断の有見率の増加に歯止めをかけることに、メンタルヘルズ対策や快適職場づくりを推進するための努力をしていかなければならない。

労働災害防止計画の二年目に当たる本年、第六十四回全国労働衛生週間に開催する本大会を契機に、働く人々がその能力を十分に発揮できる豊かな職業生活の実現に向けて、関係者全員が決意を新たに最大限の努力をしていくことをここに誓う。

平成二十一年十月十六日

岩手県産業安全衛生大会

11月は 労働時間適正化 キャンペーン期間です。

現状の課題

労働時間等の現状を見ると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患に係る労災認定件数が高止まりとなるなど過重労働による健康障害は依然多い状況にあるほか、割増賃金の支払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

- 長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。
- 時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。
- 賃金不払残業(所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して、所定の賃金又は残業手当を支払うことなく労働を行わせること)は、賃金や割増賃金の支払を定めた労働基準法に違反する、あつてはならないものです。

これらの問題を解消するためには、

労働時間を適正に把握し、 時間外労働に対する 適切な対処が必要です。

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間の削減

- 時間外労働協定は、**限度基準**(※)に適合したものとすることが必要です。
※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
- 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、**実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。**
- 休日労働についても削減に努めましょう。

② 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- 長時間労働者に対する**面接指導等**、**健康管理体制の整備、健康診断の実施**等を実施しましょう。
- 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

賃金不払残業を解消するために

- 1 労働時間適正把握基準の遵守
 - 2 職場風土の改革
 - 3 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備
 - 4 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備
- 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)

改正労働基準法が 平成22年4月1日から施行されます。

(主な改正事項)

- 限度基準が改正され、労使当事者は**限度時間を超える**時間外労働に対する割増賃金率を引き上げるよう努めること、延長のできる時間を短くするよう努めることが必要になります。
- 月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は**50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません**。
- (中小企業は当分の間、適用が猶予されます)
- 労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります。



◎詳細は以下のホームページをご覧ください。又は最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/> → (行政分野ごとの情報-労働基準)

均等・両立推進企業表彰 岩手労働局長優良賞を株式会社東北銀行が受賞

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組について他の模範となる取組」をしている企業に対し、表彰を行っています。

本年度、岩手県においては均等・両立推進企業表彰（均等推進企業部門）岩手労働局長優良賞として株式会社東北銀行を決定し、10月1日に山崎岩手労働局長から表彰状が授与されました。

株式会社東北銀行は、男女に関係なく登用していくという方針により、女性の採用拡大、女性営業職への職域拡大、女性の管理職登用に積極的に取り組んでおり、管理職登用では部室店長クラスの女性が6名（平成20年度、以下同じ）、課長クラスに占める女性割合は19.7%（全国産業別平均3.8%）になるなど、男女が共に能力発揮できる職場として成果を上げています。

なお、当表彰制度は、年に1度企業からの公募により実施しています。女性の活躍を推進している、又は仕事と家庭が両立できる制度や取組をしている



（左）株式会社東北銀行浅沼頭取 （右）山崎岩手労働局長

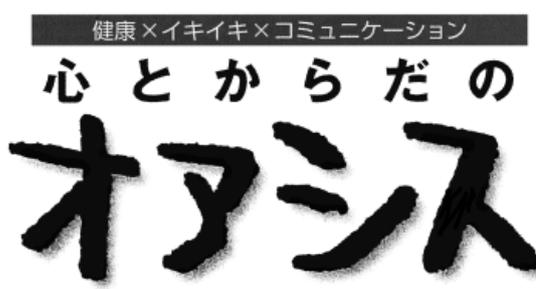
という企業がありましたら是非御応募をお願いします。

表彰制度について詳しくは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>) 又は岩手労働局雇用均等室（電話019-604-3010）までお問い合わせください。

中央労働災害防止協会からのお知らせ

お問い合わせ先 中災防出版事業部
TEL: 03-6452-9401
URL: <http://www.jisha.or.jp/>

メンタルヘルス・生活習慣病対策：
いま職場には、メンタルヘルス、生活習慣病対策など健康管理の課題が山積。その解決に向け、ライン管理者、健康管理スタッフは対応を求められています。季刊誌「心とからだのオアシス」では、第三次産業を中心に、そこで働く方々の心とからだの健康確保を支援するため、企業の取組事例をふんだんに盛り込みながら解決策を紹介しています。



●季刊4回（1・4・7・10月）発行/A4変形判・48頁
●年間予約購読料2,000円（税込・送料別）
●1部定価500円（本体477円・送料別）



必ずチェック 最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。



使用者も、労働者も。



岩手県最低賃金が改定されました。

631円

時間額

発効日：平成21年10月4日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

◎すべての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に一方的に労働者の賃金を引き下げることは許されません。

◎賃金額が、時間額631円を下回っている場合は、発効日から、時間額631円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。

◎岩手県の最低賃金には、岩手県最低賃金（地域別）の他、6産業別最低賃金が設定されています。



最低賃金以上の賃金が支払われていますか？
お確かめください。

賃

Q.最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？

A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



金

Q.最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか？

A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ②日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
（ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額（日額）となります。）
- ③月給の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。



改正労働基準法は、中小企業は適用が猶予されるのか

Q 改正労働基準法は、中小企業については、猶予されると聞きましたが、すべて猶予されるのでしょうか。それとも、一部適用される部分があるのでしょうか。

A 改正労働基準法の改正のポイントは、次の4点です。

①限度時間を超える時間外労働の労使による削減
特別条項付きの時間外労働協定で、限度基準告示で示されている限度時間(注)を超える時間外労働に対する割増賃金率を法定(25%)を超える率を定める努力義務。

(注)例えば、1か月45時間、1年間360時間が限度時間として示されています。

②法定割増賃金率の引き上げ

※中小企業は、当分の間、適用猶予

1か月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を50%以上に引き上げ(現行25%)。

猶予される中小企業

業種	資本金の額または出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業*	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

「資本金の額または出資の総額」または、「常時使用する労働者数」のいずれかが該当した場合、猶予される中小企業となります。

- ※・大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)
- ・大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業)
- ・大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)
- ・大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業)
- ・大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791(旅行業)は除く
- ・大分類O(教育、学習支援業)
- ・大分類P(医療、福祉)
- ・大分類Q(複合サービス業)
- ・大分類R(サービス業〈他に分類されないもの〉)

③代替休暇制度の創設

※中小企業は、当分の間、適用猶予
労使協定により改正法による法定割増賃金率引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することが可能に。

④時間単位年休制度の創設

労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能に。

このうち、②と③については、中小企業は、当分の間、適用が猶予されています。

また、④については、労使が合意した場合には導入することが可能であるというものであり、導入が義務付けられているものではありません。

ここで注意していただきたいのは、①の限度基準告示(厚生労働大臣が定めた時間外労働の限度に関する基準)を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率を法定(25%)を超える率で定めるように努める必要があることについては、中小企業に対する猶予措置がない点です。これは、特別条項付き時間外労働協定を締結する場合には、定める必要があります。

11月は
「労働保険適用促進月間」
です

「1人でも 雇ったら入ろう
労働保険。」

派遣労働者に係る安全衛生管理セミナー

中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター

このたび、中央労働災害防止協会では厚生労働省からの受託事業として、製造業における派遣労働者を含めた安全衛生管理の定着・徹底を図るため、派遣元・派遣先事業場がいかに連携して、安全衛生管理や安全衛生教育を適切に実施するか等について記載したマニュアルを作成しました。本セミナーはこのマニュアルを基本テキストとして、参加費無料にて開催いたします。

製造業における派遣労働者の安全衛生を確保するために求められる事業者責任や、派遣元・派遣先事業場が連携して効果的に安全衛生管理等を行う方法について、取り組み事例を交えて解説するなど、参考としていただける内容のセミナーとなっております。

派遣元・派遣先事業場の経営者、担当者の方々のご参加をお待ちしております。

日 時	平成22年1月14日(木) 13時30分～17時00分 (受付開始13時00分)
場 所	ホテルルイズ 盛岡市盛岡駅前通7-15
内 容	①労働者派遣に係る現状と関係法令等の解説 ②派遣労働者に係る安全衛生管理と安全衛生教育のすすめ方
対 象 者	製造業の派遣元・派遣先事業場の経営者、安全衛生担当者、人事労務担当者等
参 加 費	無料 (テキスト代も不要です)
定 員	50人 (※先着 定員になり次第締め切らせていただきます。)

申し込み方法・問い合わせ先

下記の申込書に必要事項をご記入の上、東北安全衛生サービスセンターあてにFAXにてお申込み下さい。
(1月8日(金)締め切り) 申込書到着後、受付印を押印してFAXにて参加証を返送しますので、当日受付にお出しください。

中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター (担当：齊藤)

住所：〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34

TEL：022-261-2821 (送信先)FAX：022-261-2826

お申込みFAX番号：022-261-2826

申込日 年 月 日

派遣労働者に係る安全衛生管理セミナー参加申込書兼参加証						
開催日		1月14日		中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター		
事業場名					いずれかを○で囲んでください。 派遣元 ・ 派遣先	
所在地	〒					
連絡担当者	氏名			所属		
	TEL			FAX	※参加証の返送に必要ですので必ず記入下さい。	
参加者氏名	ふりがな 氏名		所属		※受付No.	※申込受付印

中災防・岩手労働基準協会 共催 リスクアセスメント実務研修会

本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」(平成12年9月14日付基発第577号)のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

1. 日 時 平成21年11月20日(金) 9:20~17:00
2. 会 場 岩手県自治会館 第1会議室
(住所 盛岡市山王町4-1 TEL:019-622-6171)
3. 内 容 (1) 労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメントの役割と仕組み
(2) リスクアセスメントの考え方と実際的な方法
4. 対 象 者 リスクアセスメントを導入・実施する際に、中心的な役割を果たす安全衛生スタッフ(システム事務局の方)、安全衛生担当者の方
5. 定 員 50名(定員になり次第申し込みを締め切ります)
6. 参 加 費 25,000円 会員：中災防賛助会員、岩手労働基準協会会員事業場所属の方
30,000円 一般：その他事業場所属の方
(テキスト代、消費税、昼食代を含みます。)
※ただし、昼食なしでお申込みいただいても受講料は変わりません。
7. 申し込み方法
 - ① 下記の申込用紙に必要事項をご記入の上、下記の申込み先FAX番号まで送信下さい。
 - ② 申込み受付後、確認の書面(申込書に受付印を押したものを)をFAXで返信いたします。
 - ③ 確認の書面が着信しましたら、研修会前日までに下記の振込先へ参加費をお振込下さい。
 - ④ 受講票の送付、必要な連絡は後日させていただきます。

※なお・開催日7日前以降のキャンセルは参加費の30%、開催日当日のキャンセルは参加費の100%のキャンセル料を徴収させていただきます。
8. 参加費振込先
岩手銀行 県庁支店 普通預金口座/0103622 口座名/(財) 岩手労働基準協会
9. 申込み先 Fax:019-623-6424
10. お問い合わせ先
岩手労働基準協会 Tel:019-623-6521

お申込みFAX番号：019-623-6424

リスクアセスメント実務研修会(11月20日、岩手県自治会館) 申込書				
事業所所在地 事業場名	岩手労働基準協会会員 中災防賛助会員 一般 (いずれかを○でかこんで下さい) 中災防賛助会員番号記入欄(10桁)			
事業場規模	人	業種		
担当者氏名	担当者 連絡先	TEL番号		
担当者所属部署		FAX番号		
参加者氏名/フリガナ	参加者所属部署・職名	生年月日	連絡先電話	
/		S・H 年 月 日		
通 信 欄	参加費	月	日	(振込済み・予定)

平成21年度厚生労働省委託

「メンタルヘルス対策及び自殺予防セミナー」開催のご案内

主催：中央労働災害防止協会

我が国における自殺者は、平成10年から10年続けて3万人を超え、このうちの約9千人は雇用されて働く人々となっています。自殺予防は、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、社会の健全な発展を図るという観点から重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、自殺の実態、自殺の予兆、日常の配慮と相談対応、うつ病患者の早期発見や職場において万一自殺者が発生した場合の対応などについてのセミナーを開催します。ご参加をお待ちしています。

■ 日時

平成21年12月4日(金) 13:30~16:30

■ 講師

講義1 「自殺予防対策について」

岩手医科大学客員准教授 鈴木 満 先生

講義2 「自殺予兆と予防活動について」

岩手医科大学神経精神科学講座
臨床心理士 川村 祥代 先生

講義3 「自殺後に遺された人への対応について」

岩手医科大学臨床心理士 赤坂 博 先生

■ 対象者

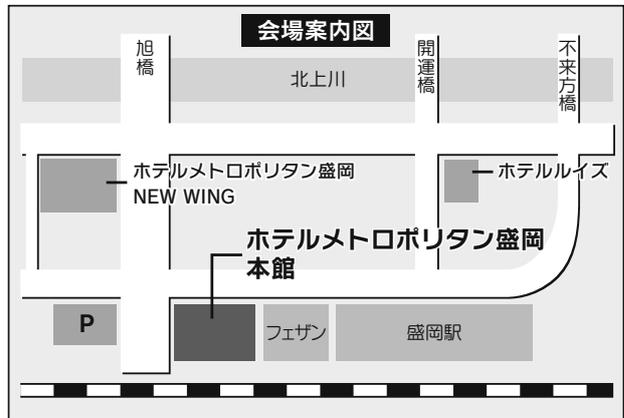
事業者・管理監督者・産業保健スタッフ等

■ 定員 100名

■ 参加費 無料

■ 会場

ホテルメトロポリタン盛岡「岩手の間」
〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通1-44
TEL: 019-625-1211



■ 申込方法

下記の申込書に必要事項をご記入の上、下記申込先あてにFAX又は郵送でお申込みください。申込を受け付けた後、受講票をFAX又は郵送でお送りしますので、これを研修会会場にご持参ください。なお、申し込みは定員になり次第締め切らせていただきます。

■ 申込書の送付先・問合せ先

中央労働災害防止協会岩手県支部 (岩手労働基準協会)
〒020-0022 盛岡市大通一丁目1-16 岩手教育会館内
TEL: 019-623-6521 FAX: 019-623-6424

※本セミナーの開催には(財)岩手労働基準協会と岩手産業保険推進センターも協力しております。

お申込みFAX番号：019-623-6424

「メンタルヘルス対策及び自殺予防セミナー」申込書			
期日及び会場	平成21年12月4日(金) ホテルメトロポリタン盛岡 本館「岩手の間」		
事業場名等	業種	従業員数	
事業所在地	〒		
受講者氏名	受講者所属部署及び職名		
申込担当者氏名	担当者所属部署		
担当者連絡先	TEL	FAX	

(注1) 申込書に必要事項をご記入の上、申込先あてにFAX又は郵送でお申込みください。申込を受け付けた後、受講票をFAX又は郵送でお送りしますので、受講票を研修会会場にご持参ください。
なお、申込書は受講者1名について1枚使用してください(申込書のコピー可)。
(注2) 当協会が受け取った個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、働く人の自殺予防に関するセミナーの的確な実施に使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勸奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に使用することがあります。
個人情報の二次利用に同意いただけない方は、口にチェックマークをご記入ください。 同意しない

**「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」は
雇用問題相談所へご相談下さい！【相談無料】**

厚生労働省委託 雇用安定相談支援事業

岩手県社会保険労務士会の雇用問題相談所では、以下の方法でご相談を承っております。
ご相談には、労働社会保険の専門家である社会保険労務士がお答えします。

岩手県社会保険労務士会 雇用問題相談所 受付時間：各相談日の10：00～17：00まで

盛岡相談会場＝原則、毎週木曜日の開催・特定火曜日有り

対面相談
電話相談

岩手県社会保険労務士会
盛岡市山王町1-1
☎ 019-653-7875

		開催日						
11月	5	10	12	19	26			
12月	1	3	10	17	24			
1月	7	12	14	21	28			
2月	2	4	16	18	25			

水沢相談会場＝原則、毎週火・木曜日の開催

対面相談
電話相談

水沢メイプル西館2階
奥州市水沢区横町2-1
☎ 019-653-7876

		開催日						
11月	5	10	12	17	19	24	26	
12月	1	3	8	10	15	17	22	
1月	7	12	14	21	26	28		
2月	2	4	9	16	18	23	25	

上記への相談期間：平成22年2月25日まで

「たとえばこういふこと、
親身にお答えします。」

助成金には
どんな種類があるの？

助成金って実際
いくらぐらいなの？

助成金は
どうやって申請するの？

助成金申請の手続きを
社労士に依頼したい

その他相談所では、解雇、賃金、セクハラ、配置
転換、労働契約など労使双方からのご相談にも無料でお
答えいたします。相談を受けるのは実務経験豊富な社会
保険労務士です。相談内容の秘密は厳守いたします。詳
しくは連合会ホームページをご覧ください。

**ご相談は
無料です**

お問合せ
お申込み



岩手県社会保険労務士会
盛岡市山王町1-1 ☎ 019-651-2373 FAX 019-651-7841
HP・<http://www.iwate-sr.jp/>

講習会のおしらせ 22年1月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	11/18(水)～19(木)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,680
		H22.1/14(木)～15(金)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	12/16(水)～18(金)	岩手県自治会館	90	本部	12,600 (一部免除者) 10,500	2,310
	乾燥設備作業主任者	H22.1/25(月)～26(火)	岩手県自治会館	100	本部	7,350	1,155
	玉掛け技能講習	11/10(火)～12(木)	基準協会釜石支部	20	釜石支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		11/10(火)～11(水)・13(金)	基準協会釜石支部	20	釜石支部		
		H22.1/27(水)～29(金)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習(31時間コース)	11/9(月)～12(水)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	28,350	1,470
	小型移動式クレーン運転技能講習	H22.1/12(火)～1/14(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		H22.1/25(月)～27(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	11/12(木)～13(金)	大船渡職業能力開発センター	30	大船渡支部	9,450	735
		11/13(金)～14(土)	一関職業訓練協会	60	一関支部		
		H22.1/6(水)～7(木)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		H22.1/6(水)～7(木)	宮古高等技術専門学校	60	宮古支部		
		H22.1/14(木)～15(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
特別教育講習等	アーク溶接特別教育	11/17(火)～18(水)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部	8,400	945
		12/24(木)～25(金)	宮古高等技術専門学校	60	宮古支部	9,450	
	クレーン運転業務特別教育	11/19(木)～20(金)	基準協会釜石支部	40	釜石支部	8,400 9,450	1,500
	動力プレスの金型の取扱特別教育	12/11(金)～12(土)	株式会社佐竹製作所	24	花巻支部	6,300 7,350	1,050
	低圧電気取扱作業員特別教育	H22.1/18(月)～19(火)	岩手県自治会館	60	盛岡支部	8,400 9,450	630
	自由研削と石取替等特別教育	11/5(木)	大船渡商工会議所	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,050
		11/7(土)	北上製紙株式会社	40	一関支部		
	粉じん作業特別教育	H22.1/13(水)	花巻市技術振興会館	50	花巻支部	4,200 5,250	630
	石綿使用建築物等解体等の業務特別教育	H22.1/22(金)	岩手県自治会館	40	盛岡支部	4,200 5,250	800
	その他	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/11(金)	大船渡商工会議所	40	大船渡支部	5,880 6,930
職長教育		11/18(水)～19(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	11,550 12,600	840
		11/19(木)～20(金)	大船渡商工会議所	40	大船渡支部		
職長・安全衛生責任者教育		11/10(火)～11(水)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
その他	危険予知普及講習	12/17(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,000	
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育	H22.1/19(火)	大船渡商工会会議所	50	大船渡支部	5,985 7,035	1,600
	労務担当者研修会	11/9(月)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,500 2,000	
	安全衛生推進者養成講習	11/12(木)~13(金)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	支部にお問い合わせください	1,260
		H22.1/18(月)~19(火)	アイ・ドーム	60	一関支部		
安全管理者能力向上教育(定期)	12/4(金)	岩手県自治会館	50	本部	5,880 6,930	2,100	

■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 受講料の上段=会員、下段=会員以外です。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。

■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせして下さい。

問い合わせ・申込先

- 本部 019-623-6521 FAX 019-623-6424
- 宮古支部 0193-62-4906 FAX 0193-62-4906
- 花巻支部 0198-24-9511 FAX 0198-23-6303
- 大船渡支部 0192-27-3797 FAX 0192-27-8974

- 盛岡支部 019-622-0682 FAX 019-622-0634
- 釜石支部 0193-22-3944 FAX 0193-22-3944
- 一関支部 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720
- 二戸支部 0195-23-5521 FAX 0195-23-0419

新会員事業所のお知らせ

9月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(有)国分工業	滝沢村
釜石	日鉄環境エンジニアリング(株)釜石試験分析センター	釜石市

支部名	事業所名	所在地
一関	(株)ホンダベルノ南岩手	一関市
大船渡	菅原会計事務所	陸前高田市

岩手労働局長認定 《9月認定分》

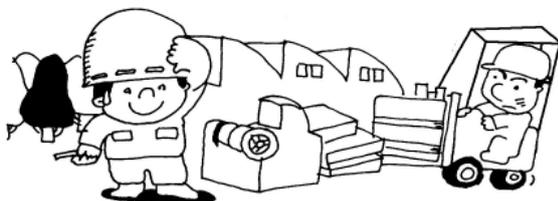
快適職場事業場

認定番号	事業場名	市町村名
705	樋下建設株式会社 市道月が丘三丁目谷地線(木賊川)箱型函渠工事	盛岡市
706	株式会社恵工業 盛岡市立渡民小学校屋内運動場改築その他工事	盛岡市
707	トピー鉄構株式会社 東北横断自動車道小友川橋上部工工事	花巻市

認定番号	事業場名	市町村名
708	菱和建设株式会社 岩手県医薬品衛生検査センター新築工事	盛岡市
709	株式会社中央コーポレーション 胆沢ダム付替国道3工区橋梁補修工事	奥州市
710	清水建設株式会社東北支店 (仮称)岩手医科大学放射線治療施設等新築工事	盛岡市

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉
 岩手快適職場推進センター
 〒020-0022
 盛岡市大通一丁目1番16号 (財)岩手労働基準協会内
 TEL (019) 623-6521
 FAX (019) 623-6424



クイズイベント

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られますが、次の賃金のうち対象とならないものはどれでしょうか。

- ① 精皆勤手当
- ② 役職手当
- ③ 時間給

ヒント 本誌6ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成21年11月24日
- 宛先 ㊞020-0022 盛岡市大通一丁目1-16
 (財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
 FAX 019-623-6424
 eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 10月号の正解 ③

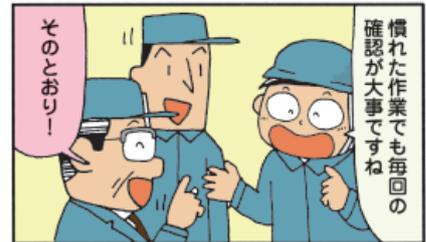
川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

遺産分け介護の嫁は蚊帳の外

一番に遺産を分けて貰うべきなのは、最期まで介護をしてくれた嫁さんのはずですが、いざ、遺産分けとなるとそうはいきません。でも見る人はきちんと見てくれています。

(川柳原生林8月号〈杜若〉川村静子作品より)



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

編集後記

○県保健衛生課は10月14日、インフルエンザの集団感染で県内の小・中学校など21施設で学級・学年・学校閉鎖の措置がとられたと発表した。新型か季節性のものかの判断はこれからという。特に新型は感染力が強く症状が始まった日の翌日から7日間には自宅療養が必要という。企業内で感染者が増加したときにおいても、業務が円滑に遂行できるよう、対策を考えておくことが必要と思われる。新型についてもまだ感染拡大が懸念されており、手洗いの励行等予防のための対策は常に心掛けておくことが肝要と思う。(M・S)

岩手の死亡災害(9月末)

製造業	1	(1)
鉱業	1	(0)
建設業	3	(5)
運輸業	0	(3)
林業	3	(2)
商業	0	(1)
その他	0	(2)

累計 8 (14)
() 内は前年同期

発行 平成21年11月1日
 定価 1部 100円
 { 会員事業所の購読料
 は年会費に含む }

発行所 財団法人岩手労働基準協会/盛岡市大通一丁目1-16
 岩手教育会館7F/㊞020-0022/☎019-623-6521
 FAX019-623-6424
 編集・発行人 佐藤 征勝